

第2回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	平成31年2月22日午前10時05分		閉会	平成31年2月22日午前11時45分	
日程番号	議案番号	案 件			結果
1	報告第22号	臨時代理事項の報告について (1) 平成31年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の一部改正について			承認
2	議案第24号	枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱の一部改正について			可決
3	議案第25号	枚方市学校運営協議会規則の制定について			可決
4	議案第26号	枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則等の一部改正について			可決
5	報告第20号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の報告事項(損害賠償の額を定めることについて)の意思決定について (2) 議会の議決事項(平成31年度当初予算額(教育関係)について)の意思決定について (3) 議会の議決事項(平成30年度3月補正予算額(災害・教育関係)について)の意思決定について (4) 議会の議決事項(和解案の受諾について)の意思決定について (5) 議会の議決事項(枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について)の意思決定について (6) 議会の議決事項(枚方市基金条例の一部改正について)の意思決定について			承認
6	報告第21号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員(管理職)人事について			承認
構 成 員	教 育 長	奈良 渉	構 成 員	教 育 委 員	谷元 紀之
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	橋野 陽子			

説 明 員	教 育 次 長	奥 誠二	説 明 員	教 職 員 課 長	千原 正敏
	総 合 教 育 部 長	森澤 可幸		児 童 生 徒 支 援 室 課 長 (支 援 教 育 担 当)	棧敷 勝
	学 校 教 育 部 長	花崎 知行		児 童 生 徒 支 援 室 課 長 (生 徒 指 導 担 当)	吉本 賢治
	社 会 教 育 部 長	浄内 俊仁		教 育 指 導 課 長	黒田 剛司
	総 合 教 育 部 次 長	高橋 孝之		教 育 研 修 課 長 兼 教 育 文 化 セ ン タ ー 館 長	木村 勝
	学 校 教 育 部 次 長	荻野 晋三		放 課 後 子 ど も 課 長 (副 参 事 級)	前村 卓志
	社 会 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	新内 昌子		文 化 財 課 長 (副 参 事 級)	鈴江 智
	社 会 教 育 部 次 長	片岡 政夫		ス ポ ー ツ 振 興 課 長	五島 真紀子
	社 会 教 育 部 次 長 兼 中 央 図 書 館 長	辻本 雅一		教 育 指 導 課 主 幹	嶋田 崇
	ま な び 舎 整 備 室 長	井上 浩一		教 育 指 導 課 主 幹	永山 宜佑
	教 育 政 策 課 長	乾口 美香		お い し い 給 食 課 課 長 代 理	岩国 真規
	ま な び 舎 整 備 室 課 長 (保 全 担 当)	鷺 信彦		文 化 財 課 課 長 代 理	川口 政芳
	学 校 規 模 調 整 課 長	畑中 徹			
	学 務 課 長	石田 英生	記 録	教 育 政 策 課 長 代 理	横須賀 妙子
			傍聴の人数	0 人	

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

森澤総合教育部長。

○森澤総合教育部長 委員の出席状況について報告いたします。

本日の会議は全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から、平成31年第2回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、委員長において神田職務代理者といたします。

なお、本日は追加議案として、報告第22号「臨時代理事項の報告について」が提出されております。

この際、報告第22号「臨時代理事項の報告について」を日程1として追加し、以下の日程番号を1つずつ繰り下げて日程2から日程6として追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

それでは、報告第22号を日程1として追加し、以下の日程番号を1つずつ繰り下げて日程2から日程6とします。

それでは、日程1、当日追加議案報告第22号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

森澤総合教育部長。

○森澤総合教育部長 ただ今上程いただきました、報告第22号、臨時代理事項の報告につきましてご説明いたします。

追加議案書の1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、ページ中ほどの2. 臨時代理事項でございますとおり、臨時代理第39号でございます。

この件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会に報告し承認を求めますのでございます。

それでは、臨時代理第39号 平成31年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の一部改正について、ご説明いたします。

追加議案書の2ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年2月20日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

内容につきましては、市立幼稚園での平成31年度入園予定の園児について、複数園において

弾力的運用を行うことから、平成31年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則を平成30年10月16日付けで制定し公布したものでございますが、枚方幼稚園に1月から開始した小規模保育施設に通う就学前児童のうち、来年度から枚方幼稚園入園する就学前児童の人数が確定したため、定員を変更するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明をいたしますので4ページをご覧ください。

ページ中ほどの表にございます、枚方幼稚園の定員は26人としておりましたが、4名増員し30人にあらためるものでございます。

恐れ入りますが3ページにお戻りください。ページ中ほどの附則でございます。本規則の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第39号、報告第22号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 今回、枚方幼稚園が26から30名ということなので、他は香里幼稚園は29名、樟葉幼稚園は26名、これは前回のことなのですけれども、これは31年度限りということでしょうか。

○奈良教育長 森澤総合教育部長。

○森澤総合教育部長 おっしゃいますとおり、31年度の特別措置規則ということにさせていただきます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから、報告第22号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程2、議案第24号「枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

森澤総合教育部長。

○森澤総合教育部長 ただ今上程いただきました、議案第24号、枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱の一部改正について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容でございます。当日配付の別紙1をご覧ください。

学校運営アドバイザー及び放課後児童支援アドバイザーの設置及び市長部局において勤務する非常勤職員に関する要綱等の整合性を図るため、文言整理を行い、枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱を一部改正したものでございます。

改正内容につきましては、16ページからの新旧対照表によりご説明いたします。

なお、文言の整理意図につきましては、説明を省略させていただき、主な改正内容につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、16ページをご覧ください。

下段でございますが、学校運営アドバイザー及び放課後児童支援アドバイザーの設置に伴い、別表第1表中に学校運営アドバイザー及び放課後児童支援アドバイザーの項目を加えるものでございます。

上段をご覧くださいまして、付則でございますが、この要綱は平成31年3月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第24号、枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱の一部改正について、の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○奈良教育長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第25号「枚方市学校運営協議会規則の制定について」を議題とします。説明を求めます。

花崎学校教育部長。

○花崎学校教育部長 ただ今上程いただきました、議案第25号、枚方市学校運営協議会規則の制定について、ご説明をいたします。

恐れ入ります、議案書2ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

初めに、本件の概要でございますが、今後、市内全小学校でコミュニティ・スクールの実施を目指すため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づく枚方市学校運営協議会規則の制定を行うものでございます。

それでは1. 内容についてご説明をいたします。議案書3ページをお開きください。

本規則の主な内容としまして、第1条では設置について、第2条では対象学校の運営に関し、承認をしなければならない事項について、第3条では対象学校の職員の任用に関し意見を述べることのできる事項について定めております。

また、第4条、組織では学校運営協議会委員は5人以内とし、第1号から第4号までに記載の中から教育委員会が任命すると定めております。

続きまして、第5条では委員の任命、第6条では会長及び副会長について、第7条では4ページにかけまして会議について、第8条では会議の公開等、第9条では委員の守秘義務等、第10条で補則を定めております。

最後に附則としまして、1. この規則は平成31年4月1日から施行する。とし、また、本規則の制定に伴いまして、2. 枚方市学校運営委員協議会規則、平成30年枚方市教育委員会規則第4号を廃止する。としております。

以上、簡単ではございますが、議案第25号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○奈良教育長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第26号「枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則等の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

浄内社会教育部長。

○浄内社会教育部長 それでは、議案第26号、枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則等の一部改正について、ご説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、枚方市立総合スポーツセンターを初め、社会教育部が所管するスポーツ施設3施設におきましては、平成30年6月定例月議会でご可決をいただきました条例改正により、本年4月の指定管理者の更新に際し、利用料金制の導入及び付設駐車場の有料化を予定しております。

このうち、駐車料金の減免に関しまして、障害のある方が利用された場合にあっては、全額免除とする内容の条例施行規則の一部改正について、平成30年第8回教育委員会定例会において既にご承認をいただいております。

今回、これに加えまして、市や教育委員会の公用車利用や公職選挙執行時における開票事務従事者等の駐車料金についても免除とできるよう、関係する3規則の一部改正を行うものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、議案書7ページの新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則関係ですが、表の左側、改正後の欄、利用料金の減免に関する第16条のうち、第3項中3行目中ほどに、「その他本市または枚方市教育委員会が使用する場合であって枚方市教育委員会が特に必要があると認めるとき」を加え、文言修正として5行目の「減免する」を「免除する」に改めるものでございます。

なお、7ページ下段から8ページ中ほどまでにかけての枚方市立市民体育館条例施行規則の一部改正、及び8ページ中ほどから9ページまでにかけての枚方市立伊加賀スポーツセンター条例施行規則の一部改正につきましては、一部文言修正を行うほか、ただ今ご説明いたしました、枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正と同様の内容でございますので、勝手ながら説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の6ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行することを定めております。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○奈良教育長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程5、報告第20号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

なお、日程5、報告第20号「臨時代理事項の報告について」、日程6、報告第21号「臨時代理事項の報告について」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第6号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、本件につきましては非公開といたします。

ここで、定例会は休憩といたします。

休憩中の時間を使い、教育委員会協議会を行います。

< 非 公 開 案 件 >

○奈良教育長 ただ今から、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。

これをもちまして、平成31年第2回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。